

八重山のキリシタン事件

八重山のキリシタンの法難事件は、一六二四年の南蛮船の漂着、ファン・デ・ロス・アンヘルス・ルエダ神父の来島から一六四二年の大城与人（毛裔氏二世安師）の御赦免で終了する。これは薩摩侵入後（一六〇九年）の琉球唯一のキリシタン禁教による弾圧事件である。八重山のキリシタン事件についての史料には、『嘉善姓大宗永展家譜』、『八重山島年来記』、『栢姓家譜』、『薩摩旧記雑録』、『ドミニコ会の殉教録』等がある。

一、『八重山島年来記』 崇禎三庚午

『八重山島年来記』 崇禎三（一六三〇）年の条には、後世、大城与人（毛裔氏二世大浜親雲上安師・一六〇二丁七四年）の三男の毛裔氏三世安維（一六四八丁一七〇六年）が一六九一年に大浜頭職に就いたときか、または五男の三世安資（一六七四丁一七二六年）が一七二二年に石垣頭職に就いたときか、あるいは七男で嗣子の伯言氏三世政茂（一六七〇丁一七四八年）が一七三二年に宮良頭職に就いたときに、父の大浜親雲上安師のキリシタン事件との関わりを弁解したと思われることが記されている。まずその部分と要約が、『石垣市史叢書13 「八重山島年来記」（一九九九年／石垣市）の中に次のように記載されている（訳文の一部やカッコ内は筆者の補足）。

本宮良与申人、嘉平之住童名ほくりもい石垣親雲上長男二而候、万曆年間二宮良之頭職頂戴、隠居仕（登野城村之内、岸若二住居仕）たる人二而御座候、

訳 「本宮良という人（本の宮良親雲上永將 不可考（一六二四年）は、川平村に住み（父・永正が川平村に住み、永將は字登野城、岸若村に住んでいる）、童名はほくりもいという石垣親雲上の長男（長男は宮古の平良親雲上で友利首里大屋子兼務の永政、宮良親雲上永將は二男である）である。万暦年間（一六一九年に毛裔姓大宗宮良親雲上安英が死亡している。もし、安英が告老致職したと考えたら、一六一九年に永將は宮良頭職を継承していることになる）に宮良間切の頭職をいただき、隠居して登野城村の内、岸若村に住んでいた人である（その当時一族で隠居した人は父の永正であり、永正は二五〇年生まれで一六二〇年死亡、石垣頭を一六〇一年から一六一五年まで勤めて隠居している）」

生質才発利口二有之、文武之道も相嗜、剩米穀太分相貯、財用令満足罷在候、然処、女好之甚敷人二而、ほんな村之住童名三つきま大浜親雲上妻なへやまと申女致密通、且又はんな村之住童名ほくりもい石垣親雲上妾川平村高屋にかいと申女致密通、男子壱人生産仕置候、其外二茂人々之妻子色好き者八皆奪取妾二召成置候、右二付而大口事二成立、数艘立る双方懸合之者共召列上国仕、逢糺明候処、本宮良事段々越度而已有之、其上先年富崎之沖江南蛮船漂着之時、牛数拾疋致進物、南蛮人取入、数日自家二召置稽古物仕候段致決定候、然者南蛮人之儀、疑敷宗旨二而候得者、其慎も可有之処、無其儀、御法様相背候儀、難遁罪科、被行死罪

訳 「生まれながらに才にたけ利口で、文武の道もわきまえ、そのうえ米穀も十分たくわえ、財産も満足するほどであった。しかしながら、女好きのはなはだしいで、ホンナ村の童名みつきま大浜親雲上（憲章氏四世英森。一六〇二〜四二年）の妻なへやまという女（大城與人安師の妹。不詳（一六四四年）と密通し、また、ハンナ村の童名ほくりもい石垣親雲上（長栄氏五世信本。一五九二〜一六六一年）の妾で、川平村の高屋にかいという女とも密通し、男子一人

を生んだ。その他にも人びとの妻子で色好みの者はみな奪い取って妾にしていた。そのようなことで大ごとになり、幾度も船を仕立てて双方がかかりあいの者を連れて王府に上国し糺明したところ、(本)宮良にはいろいろの過失ばかりあった。

そのうえ、先年(一六二四年)富崎の沖へ南蛮船が漂着した時には、牛数十頭を進上し、南蛮人(ドミニコ修道会のフアン・デ・ロス・アンヘルス・ルエダ神父)にとりいって、数日間自宅に置いて稽古ものを(キリスト教の教えを習つ)していたことが明らかになった。ところで、南蛮人(ルエダ神父)は疑わしい宗旨(キリシタン)なので、(本の宮良親雲上永將は)その用心をすべきであるがそれもせず、法にそむいたことはのがれられず、死罪となった。

(補足)一六二四年、石垣親雲上(長栄氏五世信本。一五九二―一六六一年)が琉球王国に来て、同僚宮良親雲上(永將)がキリシタン宗旨を奉じていると訴えたので王国は柏姓三世小禄親雲上良宗(一五八二―一六五六年)を派遣し、査問した結果、本宮良親雲上永將がキリシタンと判明したので、宮良頭職を免職し、直ちに字新川五四番地、慶田盛村の憲章氏四世英森の屋敷前のオンナー(小さな御嶽)で仲間満慶山一族たち(嘉善姓一門、憲章姓一門の人々)や身内の見守る中で火炙りの刑に処した。その後、小禄親雲上良宗は仲間満慶山一族が関わった八重山の島々の与那国島・波照間島(叔父の憲章氏二世英恒が万暦年間に波照間島の首里大屋子の役職に就いている)並びに宮古島(首謀者本宮良親雲上永將の兄の嘉善氏五世永政が一六一三年から一六一九年の間、宮古の平良頭と友利首里大屋子の役職を兼務している)などを改宗事務をして帰国した。またルエダ神父は粟国島へ流され、その島の海上で殺害された。同年、後任の宮良頭は弟の三男・永弘(不可考、一六三五年)が任じられた。

家財逢欠所、子孫不残波照間・与那国・宮古島江流罪被仰付候、其弟童名ませ宮良親雲上も懸合二而糺明之刻段々偽有之二付、渡名喜島江流罪被仰付候、又其弟宮良与人八「兄」本宮良二付随法外仕候二付、被処死罪候

訳 「家財は没収され（一六三二年、本の宮良親雲上永將か、または前宮良親雲上永弘の屋敷跡地に八重山蔵元が移転してきた）、子孫はのこらず波照間島・与那国島・宮古島へ流罪となった。本宮良の弟、童名ませ宮良親雲上（三男の嘉善氏五世永弘）もかわりがあり、糺明の時いろいろいつわりがあったので、渡名喜島へ流罪となった。

（補足）一六二九年、トマス・デ・サン・ハシント・西六左衛門神父（一五九〇～一六三四年）が来島し、前宮良親雲上永弘や大城与人安師らと接触した。その件で一六三〇年、王府に上国し釈明したが有罪となり、前宮良親雲上永弘は宮良頭職を解かれて渡名喜島、大城与人安師は慶良間島へ流刑された。一六三四年薩摩の指示により、翌年、前宮良親雲上永弘は渡名喜島で火刑に処された。一六三一年に宮良頭職を山陽姓大寺長光（一五八四～一六六一年）が任じられた。

また弟の宮良与人（六男・永定。不詳（一六三八年））は、兄の本宮良（本宮良親雲上永將）に付き従い、法にそむいたので死罪に処せられた。

（補足）一六三六年キリスト教の宗門改めの踏み絵を行った結果、六男の宮良与人永定もキリシタンとして発覚、一六三八年四月薩摩からの指示により、兄で本宮良親雲上永將と同じ場所のオンナーで火刑に処されている。

就中大城与人八懸合二而も無之、又親類二而も無之候処、本宮良右之口事二付而上国可仕与川平廻船風見合候刻、本宮良旅送二参、夜終船中二而相談候折節、本宮良申分二、長田堂村之住童名空広前大浜親雲上儀、先年大浜親廻之時、汝妹崎原つかさ蹴殺候、然者汝為二八敵二而八無之候哉、此節私与同心二而罷登、此事も致訴訟返報仕度由相催候二付、酒宴之中伴輒請合い、

訳 「とりわけ大城与人（実父・伯言氏）二世大浜親雲上政保と母・毛裔姓大宗宮良親雲上安英の長女・於那比戸との長男・政師が母の実家の毛裔姓大宗安英家が男子が無いので跡目相続をし安師に改名。一六〇二丁七四年）は（前の宮良親雲上永弘）かわりあいもなく、親類でもなかったが、本宮良（前宮良親雲上永弘）がこのようなことで上国するために川平湾へ回船して風待ちをしていた時、本宮良の旅送りに来て、夜中船内で話をした。その時、本宮良が言うには、『長田堂村の董名は空広で前の大浜親雲上（長栄氏五世信行。一五八九〜一六四〇年。一六三〇年に大浜頭職を解かれて隠居し、同年憲章氏四世英森が大浜頭職に就いている）は、先年（妹・崎原つかさの娘、二女・伊津善 一六二二丁六一年）が一六二二年生まれなので一六二二年から三〇年の間の年）大浜間切の親回りの時、あなたの妹の崎原つかさを蹴り殺した（崎原つかさは大城与人安師の妹で三女・思戸が大浜村に住んでいる無系の黒島仁也蒲戸に嫁いだから、崎原御嶽の司をしている。夫の 真 蒲戸は、義兄の安師が石垣・大浜頭職に就いた時に義兄の安師を通して系持ちになり、家譜を賜って「岳昌姓」「致」の名乗頭をもらった岳昌姓大宗致崇である。岳昌姓大宗致崇は崇禎年間に崎原目差の役職に就いている。致崇の長女・宇那比戸が長興氏三世平田仁也善信に嫁ぎ、二女・伊津善も、兄 大浜親雲上安師に嫁いで血族結婚をしている）。それならば、あなたにとっては敵ではないのか。今度わたしと心を一つにして上国し、このことも訴えてしかえししよう』とさそったので、酒宴の中でたやすく請合った」

また酔醒不申内、順風相成、船帆懸ケ最早沖江乗出候故、無是非みすから罷登申たる事候得共、本宮良事才覚利口、余人二相替達者二有之候得者、今度之口事八とかく本宮良之仕勝へく存、始終彼方江相付罷在、時宜見合大城も願可申出与存居候処、案之外本宮良負二成及敵科、大城与人も糾明中本宮良江相付罷在候儀二付、慶良間島江流罪被仰付、崇禎十五年御免許二而ほんな村之住三つきま大浜親雲上乘船の乗合罷下候処、九月十九日石城崎二而破損漸生揚、

訳 「まだ酔いもさめないうちに順風となり、船は帆を上げてすでに沖へ乗り出していたので、どうしようもなく自ら上国したことであるが、本宮良（前宮良親雲上永弘）は才覚利口で、他の人とはちがって達者なので、今度のことはいずれにせよ、本宮良が勝つと思ひ、いつも本宮良についていた。時期をみて大城与人（安師）も願ひ出よう（妹・思戸の蹴り殺しの件）と思つていたが、思ひのほか本宮良は負けて厳罰となった（渡名喜島へ流罪）。大城与人も糾明中は本宮良についていたので、慶良間島へ流罪となった。崇禎十五壬午（一六四二）年に（祖父の三司官大新城親方安基一族、義兄の石垣親雲上信本、義兄弟の大浜親雲上英森らの働きかけ）許されて、ホンナ村のみつきま大浜親雲上（義兄弟の憲章氏四世英森 一六〇丁四二年）の乗り船に乗り合わせて下ってきたが、九月十九日に（崎枝）の石城崎で乗り船が破損したが、ようやく生きて戻った」

以後石垣与人江昇進、段々首里大屋子相勤、順治十一甲午二石垣之頭二成儿、康熙二年二大浜頭二改名仕、子孫繁栄寿六拾余二而死去、今毛裔氏之先祖まかまと大しゆつと申人二而御座候

訳 「その後、石垣与人へ昇進し、次第に首里大屋子職を勤め、順治十一甲午（一六五四）年に石垣間切の頭職となった。康熙二（一六六三）年に大浜間切の頭職となり、子孫（長女のみよ真、長男で黒島首里大屋子安忠、二男の登野城与人安核、二女のみよ比、三男の大浜親雲上安維、三女のみよ松は石垣親雲上永吉に嫁ぎ、四男の与那国与人安崇、四女のみよ呂銘も嫁で黒島首里大屋子孫永、五女のみよ仁宇呂、六女のみよ波伊津は、保里筑登之長度に嫁ぐ、五男の石垣親雲上安資、六男の大筆者安典、七男で嗣子の宮良親雲上政茂と十三名の兄弟姉妹がいる）は繁栄し、六〇歳余（実際は享年七十二歳、慶良間島に流刑された十二年間を欠落している）で死去した。現在の毛裔氏の先祖で、まかまと大主（毛裔氏

「二世大浜親雲上安師。一六〇二丁七四年」という人である」

『八重山島年来記』の崇禎二(一六三〇)年の条をまとめると、八重山のキリシタン事件とは次のような一件である。

「一六二四年に南蛮船が富崎の沖に漂着し、ファン・デ・ロス・アンヘレス・ルエダ神父が来島。その後嘉善姓一門の人々のキリスト教への入信。ルエダ神父と仏教僧侶との論争でキリシタン禁教事件として発覚。長栄氏五世石垣親雲上信本の告発。同年に琉球王国は柏姓三世小禄親雲上良宗を派遣し調査の結果、首謀者の嘉善氏五世宮良親雲上永將は訴えどおり国禁のキリスト教を信仰していると判明したのでゆかりの地字新川(喜田盛)五四番地、オンナーで焚刑に処され、財産は没収された。その子孫は残らず与那国島、波照間島や宮古島に流された。同年宮良頭職を弟・永弘が任じられた。

ルエダ神父は琉球王国に連行された後、粟国島へ流刑。そこで殺害された。そこでキリシタン事件は落ち着いたかに見えたが一六二九年、トマス・デ・サン・ハシント西六左衛門神父が日本への密航の途中に石垣島へ来島し、当時の宮良頭の嘉善氏五世永弘や友人で部下の毛裔氏二世大城與人安師らに接触した。その件で一六三〇年に宮良親雲上永弘もキリシタンの嫌疑をかけられ、友人大城與人安師と一緒に琉球王国へ連行され、宮良親雲上永弘は有罪となり宮良頭を解任され渡名喜島へ流刑となった。また友人の大城與人安師も同罪で慶良間島へ流刑に処された。同年大浜頭の長栄氏五世信行は、大浜親廻り時に友人大城與人安師の妹で崎原御獄の司の思戸を蹴殺した件で免職、隠居させられ、後任の大浜頭職を憲章氏四世英森が任じられた。一六三一年、山陽姓大宗長光が宮良頭職を任じられた。

一六三二年、八重山蔵元が本宮良頭の永將の屋敷跡に移転した。一六三五年には薩摩の指示により前宮良頭の